

## 島牧村無人航空機操縦者育成補助金交付要綱

令和4年7月7日  
要綱第17号

### (目的)

第1条 この要綱は、無人航空機の操縦技術を習得しようとする者に対し、島牧村無人航空機操縦者育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、様々な場面で無人航空機を利活用した村の産業等の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無人航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの
- (2) 操縦技術教習 座学と実技を通じて、無人航空機の操縦を行うにあたり必要な知識及び技術を身に着けることのできる教習であつて、終了後に国土交通省への飛行許可申請が可能となるもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、村内に住所を有するもので操縦技術教習に参加し、教習費用を負担した者で、無人航空機を利用して村の産業等の発展、効率化に取り組む意思のあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは交付対象者としな

- (1) 国又は道が交付する無人航空機の操縦技術習得に係る費用に対する負担金又は補助金の交付対象者となったもの
- (2) 国又は道が出資する団体等が実施する操縦技術費用に関する助成制度の対象となった者
- (3) 交付対象者又は世帯員のいずれかが村税及びこれに準ずる納付金を滞納している者
- (4) 島牧村暴力団排除条例（平成24年島牧村条例第1号）第2条第2号及び第3号に掲げる暴力団員若しくは暴力団関係事業者と密接な関係にあるもの

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、操縦技術教習に係る受講料、教材費及び旅費とする。

2 前項の旅費の計算方法は、島牧村職員の旅費に関する条例（昭和41年島牧村条例第22号）に準ずる。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、受講者1人当たり15万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教習の受講前に島牧村無人航空機操縦者育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、操縦技術教習を受講する1週間前までに村長に提出しなければならない。

- (1) 操縦技術教習の内容が分かる書類（受講案内等）
- (2) 操縦技術教習に要する費用の明細書
- (3) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、島牧村無人航空機操縦者育成補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 補助金を交付しないと決定した時は、島牧村無人航空機操縦者育成補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、操縦技術教習終了後速やかに島牧村無人航空機操縦者育成補助金変更申請書兼実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 受講証明書（終了証明書等）の写し
- (2) 受講料、教材費の領収書の写し
- (3) その他、村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の実績報告を受理した時は、速やかに書類審査を実施しその内容が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し島牧村無人航空機操縦者育成補助金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 村長は、前条の通知を行ったときは、申請者から島牧村無人航空機操縦者育成補助金交付請求書（様式第6号）を徴し、補助金を交付するものとする。

(調査)

第11条 村長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告

を求め、調査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 村長は、次の各号に該当する場合は、補助金の全部又は一部を取消し、すでに補助金が交付されている場合はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 操縦技術教習を受講する見込みがなくなったとき

(補助金の交付を受けた者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、積極的な無人航空機の活用及び村が実施する無人航空機に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。